

特別相談窓口における年末年始の対応について

年末年始（平成28年12月31日～平成29年1月3日）においても、下記相談窓口において、被災中小企業・小規模事業者の相談に応じます。

※1月7日(土)～9日(月)も年末年始と同様に、相談対応を行います(平成29年1月6日更新)

○糸魚川商工会議所

相談受付時間：10：00～15：00

電話番号：025-552-1225

○日本政策金融公庫（国民生活事業）

相談受付時間：9：00～17：00

電話番号：0120-112-476

(※12月31日～1月3日、7日～9日以外は

新潟支店：025-246-2011 長岡支店：0258-36-4360

高田支店：025-524-2340 三条支店：0256-34-7511へ)

○日本政策金融公庫（中小企業事業）

相談受付時間：9：00～17：00

電話番号：0120-327-790

(※12月31日～1月3日、7日～9日以外は

新潟支店：025-244-3122へ)

○商工組合中央金庫

相談受付時間：9：00～17：00

電話番号：0120-542-711

(※12月31日～1月3日、7日～9日以外は

新潟支店：025-228-2181 長岡支店0258-35-2121へ)

○新潟県信用保証協会

相談受付時間：9：00～17：00

電話番号：025-267-1311

(注) 日本政策金融公庫（国民生活事業）、日本政策金融公庫（中小企業事業）、商工組合中央金庫、新潟県信用保証協会においては、電話のみによる対応となります。